

令和6年12月播磨町議会定例会
一般質問通告書

兵庫県播磨町議会

令和6年12月播磨町議会定例会 一般質問通告書目次

| 質問日 | 順番 | 会派・議員名 | ページ |
|-----------|----|-------------|-----|
| 12月10日(火) | 1 | 政風会 岡田 千賀子 | 1 |
| 〃 | 2 | (無所属) 竹内 基就 | 6 |
| 〃 | 3 | チーム新星 神吉 史久 | 9 |
| 〃 | 4 | (無所属) 浅原 俊也 | 13 |
| 12月11日(水) | 5 | チーム新星 奥田 俊則 | 18 |
| 〃 | 6 | 公明党 大瀧 金三 | 21 |

令和6年12月2日

播磨町議会
議長 河野 照代 様

播磨町議会議員
政風会 岡田 千賀子

一般質問の通告について

次の事項について、質問したいので通告します。

記

| 質 問 事 項 | 答 弁 者 |
|------------------------|-------|
| 1 子供たちの健やかな成長と学校給食について | 町 長 |
| 2 健康を楽しめる公園づくりについて | 町 長 |
| 3 ネーミングライツの導入について | 町 長 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

1 子供たちの健やかな成長と学校給食について

(1) 学校給食費の無償化は

子供たちの成長や健康維持にとって不可欠である学校給食を支える環境整備は、社会全体が取り組むべき課題です。

子供の食の格差が拡大する今、学校給食の果たす役割は大きく、子育て施策のひとつ「給食費の無償化」について見解をお聞きしたいと思い取り上げました。

コロナ危機後、社会情勢等の影響もあり、食材費や光熱費高騰の中で、子供の食の格差が拡大し、この格差を小さくする役割が、学校給食にあると考えます。

1954年に学校給食法は制定され、欠食児童の貧困救済策や栄養改善の見地から小学校給食は行なわれました。その後の法改正により学校給食の対象が中学校に拡大されるとともに、生活保護受給者以外への給食費の補助である就学援助制度が導入されました。

今日、全国の約14%に当たる、公立小・中学生の約7人に1人が就学援助や生活保護による学校給食費の支援を受けています。

内閣府の調査では、世帯年収が158万8千円未満の家庭でも就学援助を利用したことが無い世帯が約35%もあるそうです。

2023年に施行された「こども基本法」では子供にとって最善の利益を保障する子どもの権利条約を尊重することがうたわれています。たとえ親が給食費を納めない状況でも、その子供から給食を取り上げることはできません。

2023年12月に閣議決定された「こども未来戦略」では、学校給食費無償化に向けて自治体における取組の調査を行ない、具体的な方策を検討することになっていました。これを受け2024年6月に文部科学省は2023年に実施した学校給食に関する実態調査の結果を発表しました。

調査結果では小・中学校とも全員全額無償化したのが547自治体。全国の30.5%となり、2017年の76自治体の約7倍に増加していました。

コロナ禍の一斉休校があった2020年度に給食費を全額または一部無償にした自治体は全国100以上ありました。突然の全国一斉休校の実施により、学校給食によって学期中の子供の昼食が保障されていたことの意義が再認識されとともあり、無償化の目的も普遍的な保護者の経済的負担の軽減、子育て支援に重

点に移ったようです。

義務教育でも学習塾などの費用を除いて、公立小学校で1人年間約10万円、公立中学校で約17万円もかかります。そのうち給食費は、年間5万円程度になり、子育て家庭にとって大きな負担になっています。

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、2022年7月時点において学校給食費の保護者負担の軽減を実施または予定した自治体は8割を超え、この中には引き続き無償化に踏み切った自治体もありますが、中には本町のように期間限定で無償化を全員実施し、その後は、多子世帯などの条件をつけている場合もあります。

そこで、学校給食費無償化の実現を目指す上での現状と課題に対する見解を伺います。

- ① 給食費の現状は。
- ② 無償化に対するメリットは。
- ③ 無償化に対するデメリットと課題は。
- ④ 無償化を進めることへの見解は。

(2) 食育活動の推進を

令和6年3月に策定された「第3次はりま健康プラン」には、「健康増進計画」「食育推進計画」「自殺対策計画」の3つの計画が、たてられています。

食育推進計画の中から、子供たちの健やかな成長を育むために、食育活動について質問をします。

- ① 播磨町の小学生アンケートで、「食育の言葉は知っているが、意味は知らない」が約5割と最も高くなっていました。「食育」の認知度の低さに対する課題と対応は。
- ② 「食育」に関する栄養教諭の関わりは。

2 健康を楽しめる公園づくりについて

(1) 健康遊具の設置で防犯の目を

都市公園の役割として国土交通省は「公園を設置する目的は、人々のレクリエーションの空間、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間の提供である」とされています。

このような役割を持つ公園ですが、同時に犯罪が発生する確率の高い場所でもあります。公園に防犯カメラの設置が進まない今、公園に滞在する大人の目を増やすことで防犯対策も出来るのではないかと考えます。

町内で健康遊具の設置されている6か所の公園は、とても魅力的です。散歩中に立ち寄って利用し、高齢者の方達も含め地域の方々とのコミュニケーションが図れ、健康増進につながっています。また子供連れの保護者の方も、子供を遊ばせながら気軽に健康遊具を利用したストレッチで日頃の運動不足解消にもなっています。

設置されていない既存の31か所の公園にも設置することで、大人の滞在時間を増やし、子供を見守る目を増やすことが出来るのではないのでしょうか。令和5年3月定例会の代表質問で、大人も楽しめる公園づくりについての提案をしましたが、この度は、「運動不足解消しながら防犯の視点」をプラスした健康遊具の設置について、見解を伺います。

- ① 防犯の目を増やすためにも、公園に立ち寄りながら遊び以上トレーニング未満のストレッチを楽しめ、滞在時間を増やせるような健康遊具を設置していく考えは。
- ② コンパクトな町域を活かした健康遊具設置マップやポイントシートを作成し、とびっきり遊歩やことぶき大学ウォーキング、シニア連合ウォーキング大会等でも活用を推進してはいかがでしょうか。

(2) 公園トイレの改修計画は

公園施設長寿命化計画の改修計画表には、トイレの改修欄にチェックが少なすぎるように感じています。

元気な高齢者の方達がグラウンドゴルフをされているところで、よくお聞きし

ているのが公園トイレの快適化です。

公園によってはトイレのドアに「使用禁止」の張り紙や、防犯上危なそうなトイレ、これ以上老朽化が進むと町のイメージダウンにもつながりかねない庁舎隣りの向ヶ池公園トイレ等、トイレや手洗い場は健康を楽しめる公園づくりの大切な部分ではないでしょうか。あらためて改修計画について見解を伺います。

① 公園トイレの改修計画の見直しの予定は。

3 ネーミングライツの導入について

(1) 自主財源を増やして公共施設の充実を

ネーミングライツとは公共施設への命名権の契約により施設の名称に企業名や商品名を冠した愛称を付け、掲げることでネーミングライツを取得した企業から対価を得て施設の運営維持を図ることをいいます。

簡単に言えば、公共施設等の命名権を売りに出して、そこから得た収入を施設の維持管理に充てるという仕組みです。

全国的には珍しいものではありません。近隣の加古川市の市民会館は「SHOW Aグループ市民会館」、西宮市の芸術文化センターは「KOBELCO大ホール」・「阪急中ホール」・「神戸女学院小ホール」、太子町の文化会館は「丸尾建築あすかホール」になり、明石市にある「明石トーカロ球場」と愛称で親しまれ、これらの愛称を使用して広報活動されています。

加古川市では全公共施設の約60%に当たる294施設でネーミングライツ募集を行っています。

そこで、ネーミングライツについて見解を伺います。

① ネーミングライツのメリットは。

② ネーミングライツの課題は。

③ 播磨町にも中央公民館、体育館、図書館、福社会館や大小の公園等々の公共施設にネーミングライツ制度を利用して、歳入を確保し、維持管理費に係る町の歳出を減らしていく考えは。

令和6年12月2日

播磨町議会
議長 河野 照代 様

播磨町議会議員
無所属 竹内 基就

一般質問の通告について

次の事項について、質問したいので通告します。

記

| 質 問 事 項 | 答 弁 者 |
|---------------------|-------|
| 1 町内における防犯対策の強化について | 町 長 |
| 2 カスタマーハラスメント対策について | 町 長 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

1 町内における防犯対策の強化について

昨今、SNSなどで実行犯を募る、闇バイトに関連すると思われる強盗や詐欺などの犯罪が多発し、令和6年の流行語の候補にも闇バイトに関連するワードがノミネートされるなど大きな社会問題に発展しています。闇バイトによると思われる犯罪は首都圏での被害が目立っていましたが大阪府など西日本でも被害が確認されており兵庫県や播磨町内においても決して無関係とは言えず、防犯対策の重要性がより一層増大していると考えられます。そこで以下の点を問います。

(1) 町内でも見守りカメラの運用が開始されますが、プライバシー保護の観点からも当然自宅内などを映すことは出来ません。自宅や私有地での防犯対策は各自の負担となると思われます。そこで以下の質問をします。

- ① 個人が購入する防犯グッズに掛かる費用の一部を補助する考えはないのか。
- ② 住宅街などに街灯のさらなる設置を検討する考えはないのか。

(2) 闇バイトに関連した犯罪を減らすには、各自の防犯対策とともに、SNSなどでの「高収入」「ホワイト案件」等のワードにだまされない事の両方が重要だと考えられます。そこで以下の質問をします。

- ① 「ホワイト案件」など言葉が、強盗など凶悪犯罪の実行役を募る用語であることを中学校などで教えているのか。
- ② 闇バイトと気づかずに応募し、個人情報などを渡してしまった際には、すぐに警察に相談することを広報はりま、町公式LINEなどで呼びかける考えはないのか。
- ③ 高齢者などを対象に防犯講習会を行う考えはないのか。

2 カスタマーハラスメント対策について

近年、不当なクレームや迷惑行為などのカスタマーハラスメント（カスハラ）が社

会問題となっており、U Aゼンセンが令和6年6月5日に発表した、サービス業に従事しているU Aゼンセン所属組合員を対象に行った、カスタマーハラスメント対策アンケート調査結果によると「直近2年以内に迷惑行為被害にあったことがある」との回答は46.8%に達しています。既に何らかの対策を講じている、または検討している自治体も複数あり、播磨町でも対策が必要だと思いますが、どのように考えているのか以下の点を問います。

(1) カスハラ被害は企業で働く人だけでなく行政窓口や学校でも起こりえます。もちろん町への意見や要望を委縮させることはあってはなりません。理不尽なクレームを受け続けることもあってはいけません。

そこで町職員や教員を対象にしたカスハラ対策について質問します。

- ① 町職員や教員を対象にカスハラ被害の有無を問うアンケートを実施したことはあるのか。また実施したとすればその内容は。
- ② 庁舎内を録音禁止にしている自治体もあるが、本町の考えは。
- ③ 町職員や教員に対し、カスハラを受けた際の対応を想定した講習などを実施しているのか。
- ④ 町役場関係機関への外線電話は録音対応しているのか。

(2) カスハラは無自覚にしてしまう事例も想定されます。どのような事例がカスハラになるのか例を示すことも抑止効果が期待できる可能性があります。

そこで以下の点を問います。

- ① カスハラに該当する行為をしていないか呼びかける啓発ポスターを作成する考えは。

令和6年12月2日

播磨町議会
議長 河野 照代 様

播磨町議会議員
チーム新星 神 吉 史 久

一般質問の通告について

次の事項について、質問したいので通告します。

記

| 質 問 事 項 | 答 弁 者 |
|---------------------------|-------|
| 1 災害に備えた飲料水・生活用水の備蓄などについて | 町 長 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

1 災害に備えた飲料水・生活用水の備蓄などについて

災害時に備えた飲料水や生活用水の備蓄の重要性については、これまでも度々質問をしてきました。学校プールの取水口設置、配水管の耐震化工事に併せた蓮池小学校の応急給水栓設置などの対策や、各種の協定締結、各小学校では飲料水600本が備蓄されるようになり対策は進んでいます。しかし、令和6年1月1日に発生した能登半島地震においても、水道管などの給水施設が被災し断水が長期間続きました。飲料水はもちろんですが、生活するためにはトイレや掃除、洗濯などに多くの水が必要となるため、被災者にとって水汲みは大きな負担となりました。また、生活水の確保が難しいことも影響して避難所においてトイレなどの衛生環境の悪化も大きな課題となっています。こうした飲料水・生活水の確保や水汲みの負担は、災害により断水が長期化する度に課題となっています。

播磨町では水道管の耐震化工事を進めていますが、老朽管が約40%残っており断水に備える必要があると思われます。また、被災初期に対応するための飲料水についても備蓄を更に進める必要があると考え質問をします。

(1) 飲料水の備蓄について

播磨町備蓄計画では、発災直後の応急対策として、給水体制が整うまでの間に必要となる飲料水として、避難所生活者を3,251人と想定し1人当たり500ミリリットルペットボトル6本に足りる19,600本、帰宅困難者を4,382人と想定し1人当たり1本に足りる4,400本、災害対策業務要員200人に対して1人当たり6本の1,200本の合計25,200本の備蓄を計画しているが3,880本しか備蓄がされていません。さらに、1日に1人に必要な飲料水の量は調理用なども含め3リットルとされており、計画量を備蓄していても1日分です。水分の接種が不十分だとエコノミークラス症候群などの発症も懸念されます。

そこで以下の質問をします。

- ① 命を守るためにも、計画量の飲料水を備蓄する考えは。
- ② 兵庫県地域防災計画では、市町に地域防災拠点やコミュニティ防災拠点に耐

震性貯水槽や井戸などの機能の整備に努めるよう定めている。学校、コミュニティセンター、都市公園などの拠点となる公共施設にこうした機能を整備する考えは。

(2) 生活水の確保について

大規模な断水が発生すれば避難所に避難している住民だけでなく、自宅などで避難生活を送っている住民にも生活水の供給が必要となります。そして、災害時に必要となる飲料水以外の生活用水は、1人当たり10～20リットルといわれています。この生活用水を、水源から避難している場所まで運搬することは、被災者にとって大きな負担となります。そのため、出来るだけ身近に多くの水源があることが望ましいと思われれます。播磨町地域防災計画では、「生活水の水源として、プール、河川、ため池、民間の既設井戸、雨水等を活用する。また、水源から使用場所までの運搬には、手近にあるポリタンクやバケツ等を活用する。」としていますが、河川やため池からのくみ上げは護岸が整備されている場所では特に困難です。また民間の既設井戸を活用するには平時から設置場所などを把握しておく必要があります。

そこで以下の質問をします。

- ① 河川やため池からのくみ上げには、消防ポンプの活用も考えられると思うが、誰にでも操作ができるものではなく、操作する人員が必要となる。簡易な操作で利用できるポンプの整備や備蓄は考えられないのか。
- ② 民間の既設井戸活用に備えて災害時協力井戸制度などを行っている自治体も多い。このような、平時から活用できる井戸を把握する制度を行う考えは。

(3) 避難時の携行品について

災害が発生し避難の必要がある場合、また災害の発生の恐れがあり避難する場合に、多くの携行品を持って避難するのは体力的にも安全面でも問題があると考えます。播磨町地域防災計画でも、避難準備の留意事項のなかで「避難者は、安全に避難を行うことを第1の目的とし、過重な携行品及び緊急必要な身廻品以外のものは携行しないよう指導を行う。」としています。播磨町総合防災マップの

避難のポイントでも、「持ち出し品は最小限に」と記載されています。一方で、同じ防災マップにおいて非常持ち出し品として40品目がリスト化されています。いずれも、避難生活に有益なものであるのは理解しますが、安全第一とした最小限とは考えにくい。とりわけ飲料水3リットルや毛布といったものは重量や体積を考えると誰もが携行できるものでは無いと思われる。もちろん、備蓄物資が限られる中で無理のない範囲で携行品を増やすことは理解できるが、小児から高齢者まで一律に考えるべきではないと思われます。とりわけ、高齢者等避難情報で避難をする方も含め高齢者などには、こうした多くの物資を携行して避難するのは困難だと思われま

そこで以下の質問をします。

- ① 避難時の携行品について、必ず携行すべきものと体力などに応じて携行を啓発するものに仕分する考えは。
- ② 高齢者等避難情報により避難する場合も含めて、備蓄物資を柔軟に活用する考えは。また、その際に避難所となる中央公民館や各コミュニティセンターの備蓄物資を増やす考えは。

令和6年12月2日

播磨町議会
議長 河野 照代 様

播磨町議会議員
無所属 浅原 俊也

一般質問の通告について

次の事項について、質問したいので通告します。

記

| 質 問 事 項 | 答 弁 者 |
|---------------|-------|
| 1 交通安全の推進について | 町 長 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

1 交通安全の推進について

(1) 自転車の交通事故防止について

令和6年11月1日から、改正道路交通法が施行されました。

今回の道路交通法改正の主な目的は、自転車等による交通事故を防止することであり、各種の新ルールが設けられました。

警察庁によると、近年では自転車の運転中に携帯電話等を使用したことに起因する交通事故の件数が増加傾向にあります。また、自転車を酒気帯び状態で運転すると、酒気帯びでない状態に比べて死亡重傷事故率が大幅に高まることが分かっています。こうした状況を踏まえて、自転車運転中のいわゆる「ながらスマホ」の禁止・罰則化や酒気帯び運転の罰則化など、自転車等の交通事故を防止することを目的とした改正となっています。

自転車は健康維持、増進に有益であり、環境対策にもつながることから、町域が狭く平坦な播磨町において、徒歩か自転車の利用の促進とともに、同時に安全安心なまちづくりとして、事故を少しでも減らす、より一層の努力をしていくべきと考えます。

そこで今回の改正道路交通法の施行を受けての、本町の対応、対策について伺います。

- ① 令和5年中及び令和6年10月までの播磨町での自転車関係事故件数並びに人身事故に占める割合（構成率）は。
- ② 自転車関係事故は、どの年齢層が多いのか。
- ③ 改正道路交通法施行後の現状認識は。
- ④ 改正を受けての小・中学校、高等学校、一般住民、高齢者、町職員、飲食店等、それぞれへの対策は。
- ⑤ 町役場、役場関係機関の通勤手段として、徒歩、自転車または公共交通機関の利用促進は。

(2) 自転車通行レーン（空間）の整備について

自転車は道路交通法で軽車両に位置付けられており、自転車の通行は車道が大

原則です。しかしながら、本町においても車道を自転車で通行すると危険と感じてか、歩道があるところは歩道を通行することが多く見受けられ、歩行者との事故が心配な状況にあります。

国土交通省道路局と警察庁交通局は合同で「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を策定しており、歩行者と分離された自転車通行空間（以下「自転車通行レーン」という。）の整備を推進しています。また、自治体による自転車ネットワーク計画の策定も促進しています。

このガイドラインによる整備形態としては、自転車と自動車を構造物により分離する「自転車道」や、車道内で自転車と自動車の通行帯を分離する「自転車専用通行帯」、車道内に注意喚起のための、矢羽根型の路面表示や自転車のピクトグラム等を設置した「車道混在」に区分されています。

また、整備が当面困難な場合は、暫定形態として「車道混在」の整備を行い、その後計画的に「自転車道」「自転車専用通行帯」といった完成形態で再整備を目指すとしています。

最近は多くの市町でこのような自転車通行レーンを見かけるようになりました。自転車と歩行者の安全を確保するために必要であると考えます。

そこで、町内の自転車通行レーンの整備について伺います。

- ① 町道においてこのような自転車通行レーンは設置されているのか。
- ② 歩道と自転車歩行者道との違いは。
- ③ 歩道を自転車が通行すると違反となるのか。
- ④ 自転車ネットワーク計画の策定は。
- ⑤ 今後の町道における自転車通行レーンの設置の考えは。

(3) 生活道路における交通安全の推進について

警察庁の統計では、全国における交通事故（人身事故）発生件数は10年前と比較し、減少傾向にあります。全交通事故発生件数のうち車道幅員5.5メートル未満の道路における交通事故発生件数の割合は、横ばいで推移しています。また、令和5年中における状態別の交通事故死傷者数をみると、車道幅員5.5メートル未満の道路における歩行者・自転車乗用中の死傷者数が占める割合は、

車道幅員5.5メートル以上の道路の約1.8倍でした。

このような現状を受け、いわゆる生活道路における交通安全の推進を図るため、道路管理者と警察が連携しながら、区域での対策としてゾーン30とゾーン30プラスの整備が進められています。

ゾーン30とは、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度を時速30キロメートルとする速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る交通安全対策です。

また、ゾーン30プラスは、最高速度の区域規制のほか、交通実態に応じて区域内における大型通行禁止、一方通行等の各種交通規制を実施するとともに、ハンプやスモーズ横断歩道などの物理的デバイスを適切に組み合わせることにより、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備を行ない、交通安全の向上を図るものです。

本町においても、ゾーン30は秋ヶ池周辺の二子・野添・古宮地区の1区域に設置されています。また播磨西小学校周辺の北本荘地区の1区域においてゾーン30プラスの設置が決定され、令和6年度中に整備される予定です。

本町は狭い町域に人口が密集しており、車の通り抜けやスピードを出しての走行など、生活道路の交通安全が課題となっています。

この生活道路の交通安全対策として、特にゾーン30プラスは有効な手段であり整備を進めていくべきと考えます。

そこで次の質問をします。

- ① 町内に設置されているゾーン30の効果は検証されているのか。
- ② 新たに、北本荘地区内に整備されるゾーン30プラスにおける物理的デバイスの内容は。
- ③ ゾーン30プラスを設置するまでの手続きは。
- ④ 片側1車線（2車線）道路をゾーン30プラスの区域として組み込むことは可能か。
- ⑤ ゾーン30プラスの対象区域でなくても、ハンプ等物理的デバイスを設置す

ることは可能か。

- ⑥ 本町においてゾーン30プラスの整備を推進していく考えは。
- ⑦ 町職員の車通勤において、町内生活道路の利用状況は把握しているのか。

令和6年12月2日

播磨町議会
議長 河野 照代 様

播磨町議会議員
チーム新星 奥田 俊則

一般質問の通告について

次の事項について、質問したいので通告します。

記

| 質 問 事 項 | 答 弁 者 |
|--------------|-------|
| 1 空家等について | 町 長 |
| 2 見守りカメラについて | 町 長 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

1 空家等について

令和6年度の施政方針では、「播磨町空家等対策計画」に基づき、具体的で効果的な対策を検討するとともに、引き続き、適正管理について所有者等への意識啓発に努めます。また、兵庫県の条例である「空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例」に基づく取組みを進め、空家等バンクの活性化と空家等の活用を推進するとともに、不良住宅の除却支援に向けた取組みに着手します。」とある。放置された空家等は、様々なトラブルを引き起こし、近隣住民や地域全体に影響を及ぼすことが問題視されている。

令和5年に施行された民法の一部を改正する法律で、所有者不明土地・建物管理制度が創設された。適用されるのは、ブロック塀が倒壊する危険がある、建物が老朽化しており倒壊のおそれがある及び敷地内がごみだらけで周辺の住環境が悪化している状態などである。

空家等問題を解決するには、様々な課題がある中で、町の空家等対策におけるこれまでの取組は、平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、同年7月空家実態調査（1回目）を実施した。平成29年3月「播磨町空家対策計画」を策定（平成29年度から令和3年度まで）し、平成31年4月「播磨町空家等の適正管理に関する条例」が施行された。令和4年3月に「播磨町空家等対策計画」が策定（令和4年度から令和8年度まで）され、令和5年1月空家実態調査（2回目）を実施した。令和5年3月に「播磨町空家等対策計画」一部改訂が行われ、令和6年1月に、上野添・北野添地区「空家等活用促進特別区域」の指定を受けた。また、播磨町空家等バンク活用支援事業補助金交付要綱を制定している。

そこで質問します。

- ① 空家等バンク登録物件の登録状況とさらに登録を増やしていく方法は。
- ② 播磨町空き家活用支援事業補助金交付状況と補助金の活用は。
- ③ 空家等活用促進特別区域の空家情報の届出の状況と届出件数を増やす対策は。そして、空家利活用支援状況は。
- ④ 所有者不明土地・建物管理制度を活用しての現況は。
- ⑤ 空家等の所有者に適正な管理をお願いしているもとの現状は。

⑥ 空家等についての相談窓口の設置は。

2 見守りカメラについて

見守りカメラとは、公共の場所(不特定多数の者が自由に通行し、または利用する道路、公園、広場その他の屋外の場所)を継続的に撮影するため、町が学童の通学路や学校周辺等を中心に設置する撮影装置のことである。設置の目的は、地域団体等による通学路の見守り活動を補完し、登下校時のみならず日常生活における子供の安全確保の強化を図るため、町が通学路や主要なゴミステーション周辺等を中心に見守りカメラを設置し、町が維持管理を行うことで、地域における街頭犯罪等を未然に防止し、犯罪の起こりにくい安全・安心のまちづくりを進めることである。

見守りカメラ設置にあたり制定される「播磨町見守りカメラの設置及び運用に関する条例」は、目的を町民が安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に寄与すること、見守りカメラ設置に伴う町民等の権利、利益の保護への配慮とし、原則は、見守りカメラの設置及び運用に町民の権利に十分な配慮を行うこと、目的のため、関係機関等との十分な連携を図ることとする。

遵守事項は、撮影の対象区域及び範囲を最小限にする、画像データの保管は2週間以内にする、保管期間を過ぎた画像データは復元できないようにする、画像データの適正な管理ため措置を講じる、見やすい場所に見守りカメラの設置を表示することとし、画像データの提供要件としては、捜査機関からの要請を受けたとき(警察、検察庁等)、法令等に規定があるとき(弁護士等)、町民等の生命、身体又は財産の保護のため緊急を要するとき(消防等)とする。

また、管理責任者等の設置、運用状況の公表等定められている。

そこで質問します。

- ① 見守りカメラの設置及び運用に町民の権利に十分な配慮を行うとは。
- ② 撮影の対象区域及び範囲を最小限にするとは。
- ③ 見守りカメラの設置図の公開は。
- ④ 監視データが不正に使用されたり、第三者に漏れたりするリスクへの対策は。
- ⑤ 不正アクセスによって映像が見られる可能性があるが、セキュリティ対策は。

令和6年12月2日

播磨町議会
議長 河野 照代 様

播磨町議会議員
公明党 大 瀧 金 三

一般質問の通告について

次の事項について、質問したいので通告します。

記

| 質 問 事 項 | 答 弁 者 |
|--------------------------|-------|
| 1 住宅耐震工事の補助拡充について | 町 長 |
| 2 認知症の人に寄り添った地域社会の構築について | 町 長 |
| 3 投票サポートカードなどの導入について | 町 長 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

1 住宅耐震工事の補助拡充について

令和6年1月1日に発生した能登半島地震の建物の被害について、日本建築学会の調査が行われました。石川県輪島市と珠洲市、穴水町の合計7,000棟を対象とし、これまでに分析を終えた5,705棟についての結果が公表されました。それによりますと、新しい耐震基準が設けられた昭和56年よりも前の建物は、全壊や半壊が5割余りに、昭和56年から平成12年までの建物では、3割余りになりました。それに対し、柱とはりの結合部を金具で固定するなど基準が厳しくなった平成12年よりあとの建物では全壊や半壊が1割未満でした。

調査にあたった金沢大学の村田 晶助教は「旧耐震の建物は早急に耐震補強などの対応が必要だが、新しい耐震基準の建物でも扉が開きにくいなど不具合や違和感を感じたら補修や補強をしてほしい」と話している。

本町では、住宅耐震化を推進し、地震による住宅の倒壊から住民の生命を守るため、昭和56年5月31日以前に建てられた耐震性の低い住宅を対象に「播磨町住宅耐震推進事業」による補助を行っている。

しかし、今後、30年以内に70%～80%の発生率と言われる南海トラフ巨大地震や山崎断層地震が懸念される中、住宅の耐震化に向けた新たな施策や、補助の見直しなどが必要ではないかと考えます。

そこで、以下の点についてお伺いします。

- ① 町内に昭和56年5月31日以前に建てられた一戸建て住宅はどれくらい存在するのか。
- ② 町内に平成12年6月1日（2000年基準）以前に建てられた一戸建て住宅はどれくらい存在するのか。
- ③ 播磨町住宅耐震推進事業の中で、耐震診断の件数はあるのですが、診断結果が「危険」「やや危険」と診断された建物はどれくらいあるのか。
- ④ 住宅耐震の診断件数が年々少なくなっている。古い建物が少なくなってきた状況なのか。どのように考えているのか。
- ⑤ シェルター型工事費補助や防災ベッド等設置助成を利用される方は、ここ数年おられません。生命を守る観点から促進を図るべきと考えますが、お考えは。

2 認知症の人に寄り添った地域社会の構築について

人生100年時代を迎え、住み慣れた地域で安心して老後を過ごせる環境づくりは、重要な課題の一つです。

65歳以上の人口がピークを迎える2040年には、国内の認知症高齢者数は、約584万人、軽度認知障害者数は、約612万人に上ると推計されています。誰もが認知症になり得るという認識のもと、共生社会の実現を加速させることが重要です。

認知症の人を単に「支える対象」としてとらえるのではなく、認知症の人を含めた国民一人一人が一人の尊厳のある人として、その個性と能力を十分発揮しながら、共に支え合って生きる共生社会の実現を目指し、令和6年1月に共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行されました。

認知症高齢者数は、団塊の世代が75歳以上となる令和7年には、約700万人、65歳以上の高齢者の5人に1人を占めると推計されています。この共生社会の実現を推進するための認知症基本法は、誰にとっても身近な問題となった認知症に対して、国や自治体のみならず、産業界や大学・公的研究機関、そして国民全体で、認知症と向き合うべく成立した法律です。

特に地方公共団体は、認知症の人やその家族等にとって身近な行政機関であるとともに、認知症施策を具体的に実施するという重要な役割を担っています。認知症の人とその家族も安全に安心して暮らせる地域の構築への取組が必要です。

そこで、以下の点についてお伺います。

(1) 認知症の人の尊厳ある暮らしを守るケア技法であるユマニチュードの普及について

認知症と軽度認知障害の方を合わせて1,000万人を超える状況となる中、認知症の人やその家族等が安心して穏やかに暮らせる生活環境の構築が必要です。実際に、記憶障害や認知障害が起こる中で、当事者や家族の不安から、行動・心理症状（BPSD）が発生し、それまでの家族関係が損なわれてしまうことも少なくありません。

認知症の人の尊厳ある暮らしを守る上で、一人でも多くの住民が、認知症の人

に対する適切な接し方を身につけて、認知症の人の行動・心理症状（B P S D）の発生を抑制することは特に重要であると考えます。

そのための効果的な技法として、「あなたを大事に思っている」ことを「見る」「話す」「触れる」「立つ」の四つの柱で、相手が理解できるように届けるケア技法である「ユマニチュード」が注目されています。

ユマニチュードとは、フランス語で「人間らしさを取り戻す」という意味の造語で、認知症や高齢者へのケア技法です。

国内の研究結果では、認知症の方の行動や心理症状が15%ほど改善され、ケアする側の負担感も20%軽減したとの有効性が確認されています。

また、福岡市では、ユマニチュードの市民講座などを本格的に実施しました。対象は、家族介護者や小・中学校の児童生徒のほか、市職員や救急隊員など多岐にわたります。講座を受けた市民からは「もっと早く知っていれば良かった。今後は介護をする人たちに私たちが伝えたい」との声を寄せられたのを受け、こうした取組を継続的に実施しようと、令和6年4月から福岡市福祉局の中に「ユマニチュード推進部」を新たに設置しています。

そこで質問します。

- ① 認知症の人の行動・心理症状（B P S D）の発生を抑制し、認知症の人と家族等の尊厳ある暮らしを守るために、ユマニチュードの普及に積極的に取り組むべきと考えます。見解をお伺いします。

（2）認知症の人の行方不明者対策の強化について

警察庁のまとめによりますと、令和5年全国の警察に届け出があった、認知症やその疑いのある行方不明者が述べ1万9,039人に上ったことが明らかになりました。実際、認知症の行方不明者数は平成24年の9,607人から増え続け、近年は2倍に迫る状況で推移しているとのこと。

研究から軽度の認知症でも行方不明になることが分かりました。独居の方の場合、行方不明になったことに気づくのが遅れ、捜索開始の遅れにつながり、結果として発見の遅れにもつながります。

本町は「認知症ガイドブック」で、「播磨町高齢者等見守り・SOSネットワ

ーク」や「あんしんキーホルダー」などを掲載し、予防対策が進められています。

また、令和7年3月から見守りカメラの運用が始まる予定です。

しかし、今後、ますます増加することが懸念される認知症の行方不明者に対して、一人一人の生命を守るためのGPS端末の積極的な活用に向けての負担軽減策の実施や、杖や衣類等に貼れるQRコードが記載されたシール等の更なる普及など、認知症の行方不明者の生命を守る取組を推進すべきと考えます。

そこで、以下の点についてお伺いします。

- ① 「播磨町高齢者等見守り・SOSネットワーク」や「あんしんキーホルダー」などの啓発や利用状況はどのようになっていますか。
- ② 令和6年1月に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づき、都道府県や市町村には、地域の実情に即した施策推進計画を策定する努力義務が課せられていますが、どのように進められていますか。
- ③ 認知症の進行を遅らせる薬として「レカネマブ」「ドナネマブ」などが認可されました。かなり高額な予防薬ですが、一部補助する考えは。
- ④ 認知症や軽度認知障害の方を受け入れる介護施設などの建設・誘致が必要ではないかと考えますが、見解は。
- ⑤ 杖や衣類等に貼れるQRコードが記載されたシール等の更なる活用は。

3 投票サポートカードなどの導入について

令和6年10月27日に衆議院議員総選挙、11月17日に兵庫県知事選挙が行われました。障がいのある人や高齢者など投票所でサポートが受けられるよう「投票支援カード」や「コミュニケーションボード」を導入している自治体も多くなってきています。

投票支援カードは、投票に際して手伝いが必要な場合、対応してほしい内容をあらかじめ記入して係員に提示することで、投票をスムーズに行うことができます。コミュニケーションボードは、両面刷りで、具体的な支援内容が描かれたイラストを指さすことで、意思が伝えられる仕組みとなっています。

また、軽度の視覚障がい者の投票を支援するため「投票用紙記入補助具」がありま

す。補助具はクリアファイルに投票用紙を挟んで使用するもので、記入欄に重なる部分がくりぬかれているため、記入スペースを手で触って確認しながら書くことができます。

投票所では、声を上げにくい独特な雰囲気があります。投票の方法に不安のある方たちのために、導入すべきと考え、以下の質問をします。

- ① 投票所では、担当職員に代筆してもらうこともできますが、誰に投票したかを知られてしまうことになるため、投票に行かない人もいないのでしょうか。投票サポートカードなどを導入するお考えは。